

第89期決算公告

平成22年 6月30日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行
 代表取締役頭取 三井精一

貸借対照表 (平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	19,513	預当座預金	724,010
現金	15,176	普通預金	11,287
預け	4,336	貯蓄預金	332,426
一口	30,000	通知預金	10,201
買入金	31	定期預金	473
有価証券	218,262	定期積金	358,408
国債	63,292	その他の預金	5,704
地方債	26,047	譲渡性預金	5,508
株式	85,071	借入金	33,810
その他の証券	11,526	外国為替	10,226
貸出	32,324	未払外国為替	10,226
割引手形	512,957	その他の負債	0
手証書貸付	3,951	未払法人税等	0
当座貸越	19,280	未払費用	2,312
外国為替	451,579	前受収益	40
外国他店預	38,146	従業員預り金	1,146
その他資産	145	給付補てん備	292
前払費用	145	金融派生商品	204
未収収益	3,355	リース債務	4
その他の資産	58	その他の負債	176
有形固定資産	1,205	賞与引当金	26
建物	2,091	退職給付引当金	421
土地	10,296	役員退職慰労引当金	114
リース資産	2,717	睡眠預金払戻損失引当金	118
建設仮勘定	6,245	偶発損失引当金	143
その他の有形固定資産	25	再評価に係る繰延税金負債	91
無形固定資産	14	支払承諾	139
ソフトウェア	1,294	負債の部合計	1,324
その他の無形固定資産	273	(純資産の部)	2,170
繰延税金資産	214	資本剰余金	774,462
支払承諾見返金	58	資本準備金	7,485
投資損失引当金	2,968	利益剰余金	5,875
	2,170	利益準備金	5,875
	3,761	その他利益剰余金	6,539
	86	別途積立金	1,609
		繰越利益剰余金	4,929
		自己株式	3,907
		株主資本合計	1,021
		その他有価証券評価差額金	63
		土地再評価差額金	19,836
		評価・換算差額等合計	228
		純資産の部合計	1,599
資産の部合計	796,126	負債及び純資産の部合計	1,827
			21,664
			796,126

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		16,727
資金運用収益	13,552	
貸出金利息	11,023	
有価証券利息配当金	2,399	
コールローン利息	78	
預け金利息	2	
その他の受入利息	47	
役務取引等収益	2,055	
受入為替手数料	864	
その他の役務収益	1,190	
その他業務収益	629	
商品有価証券売買益	0	
国債等債券売却益	198	
金融派生商品収益	429	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	491	
株式等売却益	96	
その他の経常収益	394	
経常費用		15,119
資金調達費用	1,752	
預金利息	1,324	
譲渡性預金利息	50	
コールマネー利息	0	
借入金利息	247	
金利スワップ支払利息	121	
その他の支払利息	7	
役務取引等費用	1,357	
支払為替手数料	151	
その他の役務費用	1,206	
その他業務費用	92	
外国為替売買損	3	
国債等債券償還損	43	
国債等債券償却	43	
その他の業務費用	2	
営業経費	10,811	
その他経常費用	1,105	
貸倒引当金繰入額	478	
貸出金償却	311	
株式等売却損	12	
株式等償却	42	
その他の経常費用	260	
経常利益		1,608
特別利益		39
固定資産処分益	0	
償却債権取立益	39	
特別損失		10
固定資産処分損失	7	
減損損失	3	
税引前当期純利益		1,637
法人税、住民税及び事業税	28	
過年度法人税等	27	
法人税等調整額	588	
法人税等合計		643
当期純利益		993

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2年～50年
その他 2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。
5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,890百万円であります。
 - (2) 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
（追加情報）
投資に対する損失への対応を十分に図るため、当事業年度から投資損失引当金を計上しております。
これにより、経常費用が86百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益が86百万円減少しております。
 - (3) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

（会計基準変更時差異の償却期間）

なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

（会計方針の変更）

当事業年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

（金融商品に関する会計基準）

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。

これにより、計算書類に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資)総額 359百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,342百万円、延滞債権額は18,007百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は479百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,648百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,478百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,951百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券80,363百万円、預け金0百万円及びその他の資産2百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金保証金は400百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、129,776百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が129,776百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出してあります。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,170百万円
10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,225百万円
11. 有形固定資産の圧縮記帳額 330百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,540百万円あります。

14. 1株当たりの純資産額 2,862円26銭
 15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円
 16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
 17. 関係会社に対する金銭債権総額 4,154百万円
 18. 関係会社に対する金銭債務総額 166百万円
 19. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 8.85%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
 資金運用取引に係る収益総額 135百万円
 役務取引等に係る収益総額 4百万円
 その他業務・その他経常取引に係る収益総額 11百万円
 関係会社との取引による費用
 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
 その他業務・その他経常取引に係る費用総額 476百万円
2. 1株当たり当期純利益金額 131円22銭
3. 関連当事者との間の取引
 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社の子会社を含む)	三井環境株式会社	宮城県 仙台市 宮城野区	10	古物売買・ 運搬・ 解体工事業		金銭貸借関係	資金の貸付	40	証書 貸付	27	
							貸付金の返済	12			
							当座貸越	極度額 20	当座 貸越		6
							利息の受取	0			
	株式会社 フロムフ アースト	宮城県 仙台市 泉区	10	建築工事業	(被所有) 直接0.0	金銭貸借関係	貸付金の返済	6	証書 貸付	18	
							当座貸越	極度額 20	当座 貸越	19	
利息の受取							0				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当行役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。
 2. 融資取引につきましては、一般の貸出金と同様であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債			
	地 方 債			
	短 期 社 債			
	社 債	800	805	5
	そ の 他	5,000	5,451	451
	小 計	5,800	6,256	456
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債			
	地 方 債			
	短 期 社 債			
	社 債	740	724	15
	そ の 他	18,000	13,898	4,101
	小 計	18,740	14,622	4,117
合 計		24,540	20,879	3,660

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式			
合 計			

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	359
合 計	359

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,176	898	278
	債 券	152,362	149,294	3,067
	国 債	63,292	61,295	1,996
	地 方 債	18,637	18,424	213
	短 期 社 債			
	社 債	70,432	69,574	857
	そ の 他	3,082	2,798	284
	小 計	156,621	152,991	3,630
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	9,564	11,595	2,031
	債 券	20,509	20,560	50
	国 債			
	地 方 債	7,410	7,429	19
	短 期 社 債			
	社 債	13,099	13,131	31
	そ の 他	6,241	7,560	1,319
小 計	36,315	39,717	3,401	
合 計		192,937	192,708	228

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	425
合 計	425

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当事業年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,793百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ございません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	823	96	
債 券	21,512	198	
国 債	2,503	17	
地 方 債	6,303	4	
短 期 社 債			
社 債	12,705	175	
そ の 他		0	12
合 計	22,335	294	12

7. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券1,000百万円について、債券の発行者の信用状態の著しい悪化を理由に保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。
この変更による経常利益及び税引前当期純利益への影響はございません。

8. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、85百万円(うち、株式41百万円、その他の証券43百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

(金銭の信託関係)

- 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ございません。
- 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)
該当ございません。
- その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)
該当ございません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,326百万円
有価証券償却	1,883
減損損失及び減価償却超過額	153
税務上の繰越欠損金	100
複合金融商品（貸出金）評価損	71
その他	455
繰延税金資産小計	4,991
評価性引当額	1,839
繰延税金資産合計	3,152
繰延税金負債	
前払年金費用	184
繰延税金負債合計	184
繰延税金資産の純額	2,968百万円

(重要な後発事象)

(役員退職慰労金制度の廃止)

平成22年4月28日開催の取締役会において、平成22年6月29日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

(連結子会社の吸収合併)

仙銀カード株式会社との合併につきましては、「連結計算書類」、「注記事項」(重要な後発事象) における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

第89期決算公告

平成22年 6月30日

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
 株式会社 **仙台銀行**
 代表取締役頭取 **三井精一**

連結貸借対照表 (平成22年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	19,513	預渡性預金	723,860
コールローン及び買入手形	30,000	借入金	33,810
買入金銭債権	31	借用金	10,226
有価証券	217,903	外国為替	0
貸出金	510,440	その他負債	2,465
外国為替	145	賞与引当金	116
その他の資産	3,200	退職給付引当金	118
有形固定資産	12,794	役員退職慰労引当金	143
建物	3,168	利息返還損失引当金	15
土地	8,275	睡眠預金払戻損失引当金	91
リース資産	25	偶発損失引当金	139
建設仮勘定	14	再評価に係る繰延税金負債	1,896
その他の有形固定資産	1,311	支払承諾	2,170
無形固定資産	274	負債の部合計	775,055
ソフトウェア	215	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	58	資本金	7,485
繰延税金資産	3,509	資本剰余金	5,875
支払承諾見返	2,170	利益剰余金	5,076
貸倒引当金	3,926	自己株式	63
		株主資本合計	18,373
		その他有価証券評価差額金	228
		土地再評価差額金	2,400
		評価・換算差額等合計	2,629
		純資産の部合計	21,003
資産の部合計	796,058	負債及び純資産の部合計	796,058

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		16,831
資金運用収益	13,612	
貸出金利息	11,083	
有価証券利息配当金	2,399	
コールローン利息及び買入手形利息	78	
預け金利息	2	
その他の受入利息	47	
役務取引等収益	2,103	
その他業務収益	629	
その他経常収益	487	
経常費用		15,054
資金調達費用	1,752	
預金利息	1,324	
譲渡性預金利息	50	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借入金利息	247	
その他の支払利息	129	
役務取引等費用	1,375	
その他業務費用	92	
営業経費	10,725	
その他経常費用	1,108	
貸倒引当金繰入額	539	
その他の経常費用	568	
経常利益		1,777
特別利益		56
固定資産処分益	15	
償却債権取立益	39	
その他の特別利益	0	
特別損失		12
固定資産処分損失	9	
減損損失	3	
税金等調整前当期純利益		1,821
法人税、住民税及び事業税	68	
過年度法人税等	27	
法人税等調整額	641	
法人税等合計		736
当期純利益		1,085

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 2社
会社名 仙銀ビジネス株式会社
仙銀カード株式会社

(会計方針の変更)

当連結会計年度から、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日公表分)を適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。

持分法適用の関連法人等
該当ございません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ございません。

持分法非適用の関連法人等
該当ございません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 2社

連結される子会社及び子法人等については、決算日の計算書類により連結しております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、
その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
当行並びに連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 2年～50年
その他 2年～20年
無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 貸倒引当金の計上基準
当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,890百万円であります。
連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
6. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した返還見込額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、連結子会社の外貨建資産・負債はございません。

13. リース取引の処理方法

当行並びに連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、連結子会社はヘッジ会計を適用しておりません。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,342百万円、延滞債権額は18,119百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は479百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,688百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は21,630百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,951百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券80,363百万円、現金預け金0百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。また、その他資産のうち敷金保証金は220百万円あります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、133,608百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が128,954百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,170百万円
9. 有形固定資産の減価償却累計額 6,078百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 331百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,540百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 2,774円91銭
14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 9百万円
15. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及び車両については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。
- | | |
|----------------|----------|
| 退職給付債務 | 4,960百万円 |
| 年金資産（時価） | 4,546 |
| 未積立退職給付債務 | 413 |
| 会計基準変更時差異の未処理額 | 795 |
| 未認識数理計算上の差異 | 47 |
| 連結貸借対照表計上額の純額 | 334 |
| 前払年金費用 | 452 |
| 退職給付引当金 | 118 |
17. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準） 8.56%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却319百万円及び株式等償却42百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 143円34銭

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(以下、「当行」と総称。)は、銀行業務を中心にクレジットカード業務などの金融サービスに係わる事業を行っております。当行の本店ほか営業店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、窓販業務等のほか、その他付随業務を行っております。

主に個人・法人及び地方公共団体等を中心としたお客様からの預金等を受け入れ、中小企業向け及び地方公共団体向け貸出や住宅ローン等で貸出し、また、有価証券で運用しております。貸出金については、特定の取引先や特定先のグループ、特定の業種等へ与信が集中することのないように小口分散化し、集中リスクを排除しております。また、有価証券については、株式のほか、国債や地方債、公社公団債及び格付の高い事業債等、安全性の高い金融資産で運用しております。主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。デリバティブは、ヘッジを目的としたデリバティブ取引のほかに、運用として複合金融商品を保有しており、また保有株式を基にした株券オプション取引を行っておりますが、原則として投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として宮城県内の法人・個人及び地方公共団体等に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。また、当期の連結決算日現在における貸出金のうち、96.5%は宮城県内の地方公共団体及び法人・個人等に対する貸出金であり、宮城県内の経済環境等が悪化した場合、貸出先の経営状態が悪化し、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。固定金利の貸出金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、その他有価証券には、リスクが高いものとして、流動性に乏しい債務担保証券(償還期限平成29年)324百万円が含まれております。

デリバティブ取引に関するリスクは、市場の変化によって発生する市場リスクと取引相手の信用リスクがありますが、デリバティブ取引は主にヘッジ目的として行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

当行では、ALMの一環でデリバティブ取引として金利スワップ取引を行っており、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融資産及び負債に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用し、金利スワップの特例処理を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」をはじめ、当行で定める信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件の与信審査、個別債務者の信用格付、貸出資産の自己査定、企業再生支援への取組み、問題債権の管理など、信用リスク管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほか信用リスク管理の主管部署である融資部により行われ、定期的に経営委員会及び取締役会を開催し、信用リスク管理状況等について審議・報告を行っております。

市場リスクの管理

当行では、市場リスクのリスク管理主管部署を市場関連業務の運営部門から独立したリスク統括部とし、市場関連業務のミドル・オフィスの機能を果たすこととし、また、市場関連業務の運営部門については、フロント・オフィスである市場運用部市場運用課とバック・オフィスである市場運用部証券管理課を部内において分離した組織体制とし相互牽制機能を果たす体制としております。

() 金利リスクの管理

当行は、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会に

において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、アウトライヤー基準の金利リスクやV a R及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでA L M委員会及び経営委員会に報告しております。なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ等を利用しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、取締役会において決定した「市場リスク管理方針」に基づき、「有価証券業務施策」に従って行っております。市場運用部では、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、A L M委員会及び経営委員会に定期的に報告しております。

() デリバティブ取引

当行のデリバティブ取引は主にヘッジ目的で行っており、過大なリスクの発生は回避しております。

また、取引に関しては、約定を行うフロント・オフィスと勘定処理や照合等を行うバック・オフィスに分離することにより、相互牽制が働く体制としております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理方針」及び「流動性リスク管理規程」に基づき市場運用部が、マーケット環境の把握、資金の運用調達状況の分析等により、日々の適切かつ安定的な資金繰り管理を実施しております。

短期間で資金化できる資産を流動性準備として一定水準以上保有することなど、日々資金繰り管理や資金調達の状況を監視し、その監視状況をA L M委員会及び経営委員会に報告する体制としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません。(注2参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	19,513	19,513	
(2) コールローン及び買入手形	30,000	30,000	
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	24,540	20,879	3,660
その他有価証券	192,937	192,937	
(4) 貸出金	510,440		
貸倒引当金(1)	3,681		
	506,759	510,415	3,656
資産計	773,749	773,745	4
(1) 預金	723,860	724,755	894
(2) 譲渡性預金	33,810	33,810	
(3) 借入金	10,226	10,369	142
負債計	767,897	768,935	1,037

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(2) 連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関及びブローカーから提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、保証がないものとして評価し、保証のない同様の貸出金において想定される利率で時価を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。

変動利付国債の時価については、国債の利回り等から見積った将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日現在における連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価

は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、店頭表示金利を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を、当行の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した値で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、劣後ローンについては、当行が発行した場合に付与される劣後債の格付に応じた信用スプレッドを市場金利に加算した値で割り引いて時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)	425
合 計	425

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)
該当ございません。

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債			
	地 方 債			
	短 期 社 債			
	社 債	800	805	5
	そ の 他	5,000	5,451	451
	小 計	5,800	6,256	456
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債			
	地 方 債			
	短 期 社 債			
	社 債	740	724	15
	そ の 他	18,000	13,898	4,101
	小 計	18,740	14,622	4,117
合 計		24,540	20,879	3,660

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	1,176	898	278
	債 券	152,362	149,294	3,067
	国 債	63,292	61,295	1,996
	地 方 債	18,637	18,424	213
	短 期 社 債			
	社 債	70,432	69,574	857
	そ の 他	3,082	2,798	284
	小 計	156,621	152,991	3,630
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株 式	9,564	11,595	2,031
	債 券	20,509	20,560	50
	国 債			
	地 方 債	7,410	7,429	19
	短 期 社 債			
	社 債	13,099	13,131	31
	そ の 他	6,241	7,560	1,319
	小 計	36,315	39,717	3,401
合 計		192,937	192,708	228

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」及び「その他有価証券評価差額金」はそれぞれ1,793百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当ございません。
5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	823	96	
債 券	21,512	198	
国 債	2,503	17	
地 方 債	6,303	4	
短 期 社 債			
社 債	12,705	175	
そ の 他		0	12
合 計	22,335	294	12

6. 保有目的を変更した有価証券
当連結会計年度中に、満期保有目的の債券1,000百万円について、債券の発行者の信用状態の著しい悪化を理由に保有目的を変更し、その他有価証券に区分しております。
この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はございません。
7. 減損処理を行った有価証券
その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
当連結会計年度における減損処理額は、85百万円（うち、株式41百万円、その他の証券43百万円）であります。
また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当連結会計年度末における時価が取得原価と比べて50%以上下落している場合は、全銘柄を著しい下落と判定し、30%以上50%未満下落している場合は、価格の回復可能性及び発行会社の信用リスク等を勘案し判定しております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）
該当ございません。
2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）
該当ございません。
3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年3月31日現在）
該当ございません。

（重要な後発事象）

（役員退職慰労金制度の廃止）

平成22年4月28日開催の当行の取締役会において、平成22年6月29日開催の当行の第89回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

（連結子会社の吸収合併）

平成22年6月29日開催の当行の第89回定時株主総会において、関係官庁の許認可を得られることを条件として、平成23年4月1日を合併期日として当行100%連結子会社である仙銀カード株式会社を当行に吸収合併することを決定しました。

結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業	名称	株式会社仙台銀行（当行）		
被結合企業	名称	仙銀カード株式会社	事業の内容	クレジットカード業務

2. 企業結合の法的形式

株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併

3. 結合後企業の名称 株式会社仙台銀行

4. 取引の目的を含む取引の概要

当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。